

学校いじめ防止基本方針



北海道網走南ヶ丘高等学校

【定時制】

I いじめの理解について

1 いじめの定義【条例第2条】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

2 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、悪質な他人を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたいという意識、授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童

生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の 期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に 長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校 の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注 視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の 期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消 に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担 を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集 団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理 的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該 いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 いじめ防止の組織と役割

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

校長、教頭、生徒支援部（4）、養護教諭、該当学年団（2）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによって構成する。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

- ・生徒、保護者、地域住民等からのアンケートまたは協議等

イ いじめの未然防止

- ・年間指導計画の作成
- ・具体的取組の計画・実施

ウ いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめ調査・アンケート
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断

エ 関係機関との連携

オ 事案対象等の校内研修会の企画・立案

II いじめ防止の指導体制・組織的対応について（別紙1及び別紙2）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針づくり・いじめを許さない姿勢づくり
- ・風通しのよい職場づくり
- ・保護者・地域等との連携

いじめ対策委員会

◇構成員

校長、教頭、生徒支援部（４）、養護教諭、該当学年団（２）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

◇役割

- ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断等
- ・要配慮生徒への支援方針



未 然 防 止

◇生徒指導・学習指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

◇特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動の充実
- ・ボランティア活動の充実

◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

◇人権教育の充実

- ・いじめ防止に向けた STC の実施

◇情報教育の充実

- ・情報モラル教育としての STC の実施

◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

早 期 発 見

◇情報の収集

- ・教員の観察による気付き
- ・養護教諭からの情報
- ・相談・訴え
(生徒・保護者・地域等)

- ・アンケートの実施

- ・各種調査の実施

- ・面談の定期開催

(生徒・保護者等)

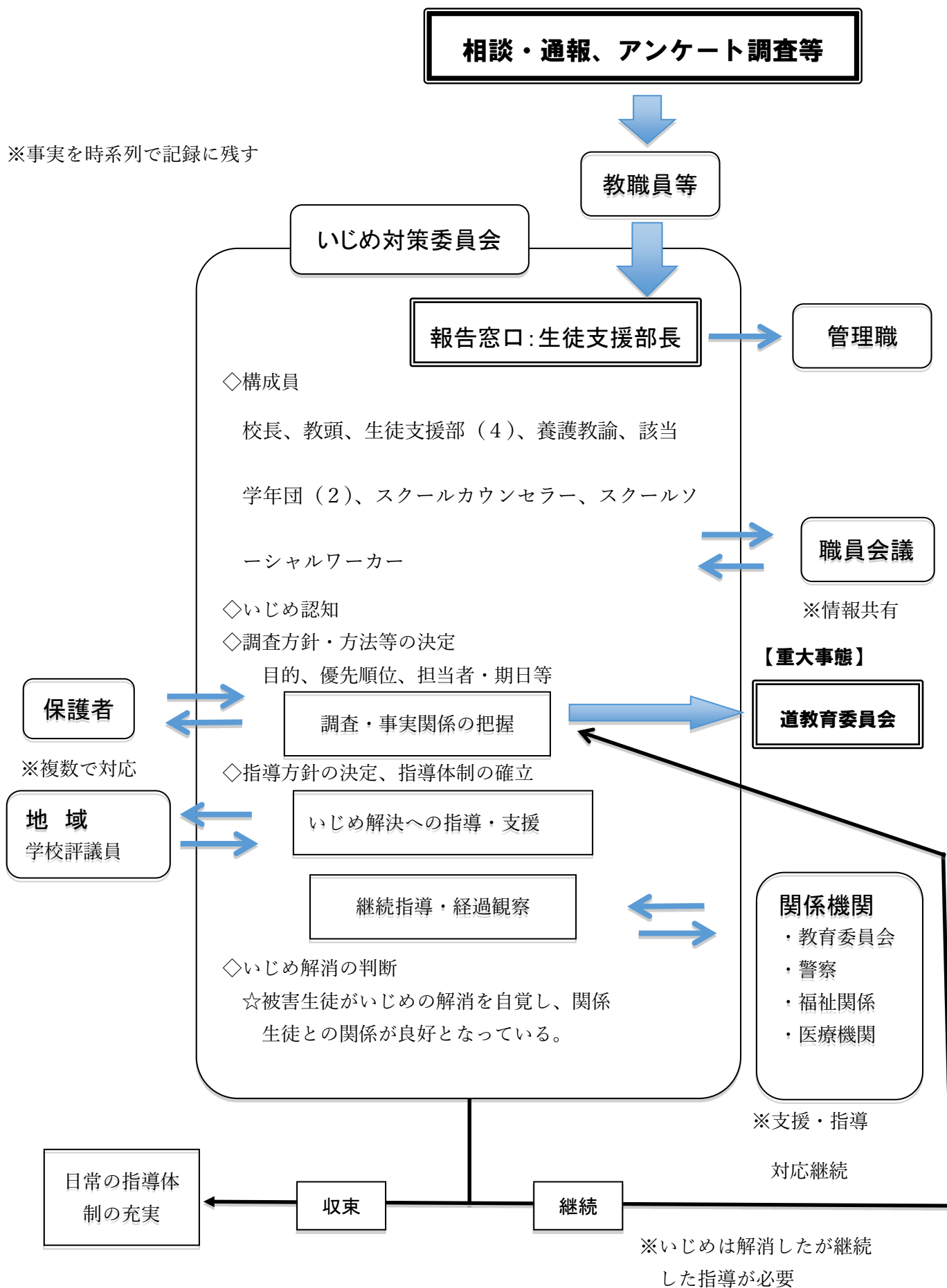
◇相談体制の確立

- ・相談窓口の設置・周知

◇情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

※事実を時系列で記録に残す



Ⅲ いじめ防止のための年間指導計画

月	いじめの未然防止の取組		学校生活アンケート	校内研修
	いじめに関する学習	教育相談・生活支援		
4	「学校いじめ防止基本方針」の概要説明	学習・生活ガイダンス		
5	携帯スマホ安全教室	教育相談①	いじめアンケート①	校内研修会①(学校いじめ防止基本方針について)
6	いじめを考える		「ほっと」の実施①	
7	いじめ標語作成	進路面談	情報モラルアンケート①	
8				
9				
10		教育相談②		校内研修会②(いじめの未然防止・早期発見について)
11	命の大切さ		いじめアンケート②	
12			「ほっと」の実施②	
1			情報モラルアンケート②	
2				校内研修会③(いじめへの対応について)
3		教育相談③		

IV チーム支援シート

年 組	氏名	年 月 日 現在
-----	----	----------

指導援助の目的	具体的な支援策					指導援助 の効果
		何をどのようにするか	いつ	誰が	どこで	
	本人に対して					
	家庭に対して					
	学級(友人等)に対して					
	学級(HR)担任に対して					
	その他(関係機関等)に対して					

V いじめの防止に対する学校の取組について

- 1 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 2 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 3 児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 4 配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 5 児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
 - ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - ・ソーシャル・スキル・トレーニングやソーシャル・エモーショナル・ラーニングなど心理教育プログラムの推進
 - ・子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した児童生徒のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
 - ・小・中学校間や中・高等学校間等の学校種間の円滑な接続を図る取組の成果の活用など
- 6 児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
 - ・児童会・生徒会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施・児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用・学校力の向上や児童生徒の学力向上を図る取組の成果の活用など
- 7 学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
 - ・人権やアイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
 - ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進
 - ・各種研修会における成果の普及、啓発 など
- 8 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
 - ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
 - ・道徳教育等に関する実践成果の活用など
- 9 児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
 - ・地域の環境を生かした教育活動やふるさとのよさを生かした教育活動の実施
 - ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
 - ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用
- 10 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。
 - ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実
 - ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
 - ・全児童生徒への相談窓口紹介カードの配布

- 11 児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- ・児童生徒がいじめの問題について理解を深める活動の実施
 - ・いじめの根絶について児童会や生徒会等が主体となった取組の推進
 - ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議への児童生徒の参加
 - ・各市町村で実施する子ども会議への児童生徒の参加など
- 12 道立学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・児童生徒が相談しやすい環境の整備
 - ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
 - ・教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施など
- 13 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
 - ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについて教職員の個々の児童生徒の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童生徒の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながりのある児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
 - ・被災児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見
 - ・ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施など
- 14 いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。
- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童生徒を対象とした講演会等の開催
 - ・PTAを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
 - ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
 - ・他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加など

VI いじめの早期発見について

- 1 いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 2 日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の推進や児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 3 学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 4 アンケート調査や個人面談における児童生徒のＳＯＳの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- 5 アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童生徒が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童生徒に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修など

〔アンケート調査の実施〕

- ・定期的な調査の年間複数回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アンケートに回答しやすい質問項目の工夫
- ・１人１台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫
- ・無記名での実施を基本に記名・無記名を選択するなどの方法の工夫など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童生徒の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童生徒の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習・生活に支障がないよう十分に配慮など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知など

VII 教育相談体制について

- 1 生徒から相談したいことがあると言ってきた時や教員の側で教育相談が必要であると判断した時は、学年と生徒支援部で相談し緊急性の度合いにもよるが、教育相談を実施している。
- 2 年に2回、4月と10月に教育相談週間を設定して、全生徒の教育相談を行っている。教育相談はホームルーム担任が行う。
- 3 スクールカウンセラーが来校する日に合わせて、スクールカウンセラーによるカウンセリングを希望する生徒や教員の側でカウンセリングを受けさせたい生徒を対象にカウンセリングをおこなっている。

VIII 生徒指導体制について

- 1 自ら考え行動できる生徒を育成し、望ましい人間関係の在り方を学ばせることを目標に、生徒支援部の5名で生活指導を行った。
- 2 生徒会活動を活性化し、網走南ヶ丘高校定時制への帰属意識を高めることを目標に、生徒支援部で生徒会の指導を行っている。

IX いじめ重大事態について（法第 28 条）

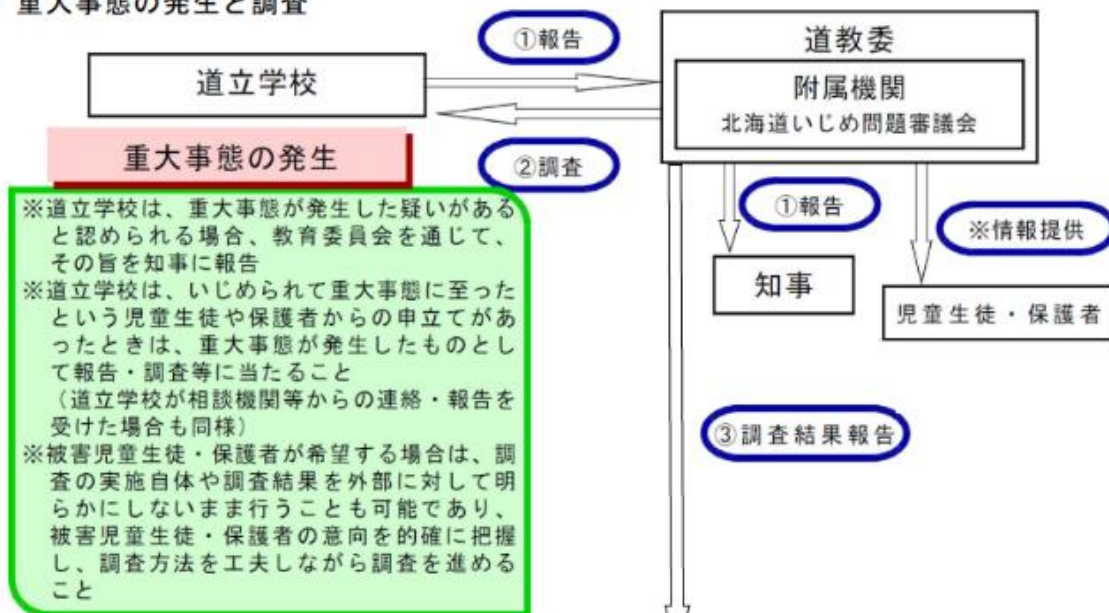
1 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

- 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。
- 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

- ・調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。
- ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



X その他

- 1 いじめの防止や事案対処に必要な教職員の資質の向上を図る研修を毎年計画的に実施する。
 - ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修の実施など
- 2 プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に 対処する体制を整備する。
 - ・児童生徒のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
 - ・警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
 - ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童生徒への指導及び保護者への啓発の実施 など
- 3 いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
 - ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
 - ・評価項目や観点の改善 など
- 4 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
 - ・収集した情報をまとめるチームの明確化
 - ・アセスメントシートなどを活用した情報収集や対応方針の可視化（見える化）による教職員 間での情報共有 など
- 5 いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
 - ・「学校いじめ対策組織」における迅速な確認、対処
 - ・いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すための継続的な観察・見守り
 - ・いじめを受けた児童生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談
 - ・いじめを受けた児童生徒が不登校や別室登校になった場合の十分な学習支援
 - ・いじめを行った児童生徒へのいじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる指導
 - ・いじめを行った児童生徒や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など
- 6 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。
 - ・他校や関係機関等との連絡窓口の確認、情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
 - ・地域の生徒指導連絡会議、教護協会等の既存の組織を活用した学校間の情報共有

- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など
- 7 いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- ・「学校いじめ対策組織」等を中心とした組織的、継続的な対応 など
- 8 いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- ・迅速な保護者への連絡
 - ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
 - ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
 - ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援など
- 9 いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- ・いじめを行った児童生徒や保護者の理解の下での学習場所・活動場所を変更した指導
 - ・いじめを受けた児童生徒や保護者の理解の下での学習場所・活動場所の復元
 - ・児童生徒の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
 - ・不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など
- 10 道教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に 当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。
- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
 - ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など
- 11 「学校いじめ防止基本方針」の見直し・点検については、毎年行う。その際には、生徒や保護者、地域住民の意見も取り入れるためのアンケートや協議の場の設定を行う。
- 12 「学校いじめ防止基本方針」の内容が、児童生徒や保護者、地域住民から容易に確認できるよう、学校 HP への掲載、入学式や PTA 総会等での配付・説明等を行う。